

「国土調査のあり方に関する検討小委員会」の開催について

1. 「国土調査のあり方に関する検討小委員会」について

「国土調査のあり方に関する検討小委員会」は、国土審議会土地政策分科会企画部会の下に平成 21 年 1 月に設置されたもの（別紙 1）。平成 21 年 3 月～8 月に、第 6 次国土調査事業十箇年計画をはじめ、国土調査の今後のあり方について検討したところ。

2. 開催趣旨

国土調査については、平成 22 年 5 月 25 日に第 6 次国土調査事業十箇年計画（計画期間：平成 22 年度～31 年度）が閣議決定され、現在、同計画に基づき国土調査を推進しているところ。

同計画においては、「この計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年に見直す」とされているため、中間年の見直しの一環として「国土調査のあり方に関する検討小委員会」を開催する。

3. 検討小委員会の構成

別紙 2 のとおり。

4. 検討スケジュール

本年 2 月 27 日に平成 26 年第 1 回、4 月 21 日に平成 26 年第 2 回小委員会を開催。平成 26 年第 3 回の小委員会については、6 月下旬に開催予定であり、8 月ごろに報告書を取りまとめて公表予定。

国土調査のあり方に関する検討小委員会設置要綱

平成 21 年 1 月 23 日

国土審議会土地政策分科会

企画部会決定

(設置)

1. 国土審議会土地政策分科会企画部会に国土調査のあり方に関する検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

(任務)

2. 小委員会は、土地政策における国土調査の現状を検証するとともに、今後の施策の方向について調査する。

(委員長)

3. 小委員会に、委員長を置く。委員長は、当該小委員会に属する委員の互選により選任する。

(庶務)

4. 小委員会の庶務は、国土交通省土地・水資源局国土調査課において処理する。

(雑則)

5. この要綱に定めるもののほか、小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は平成 21 年 1 月 23 日から施行する。

(別紙2)

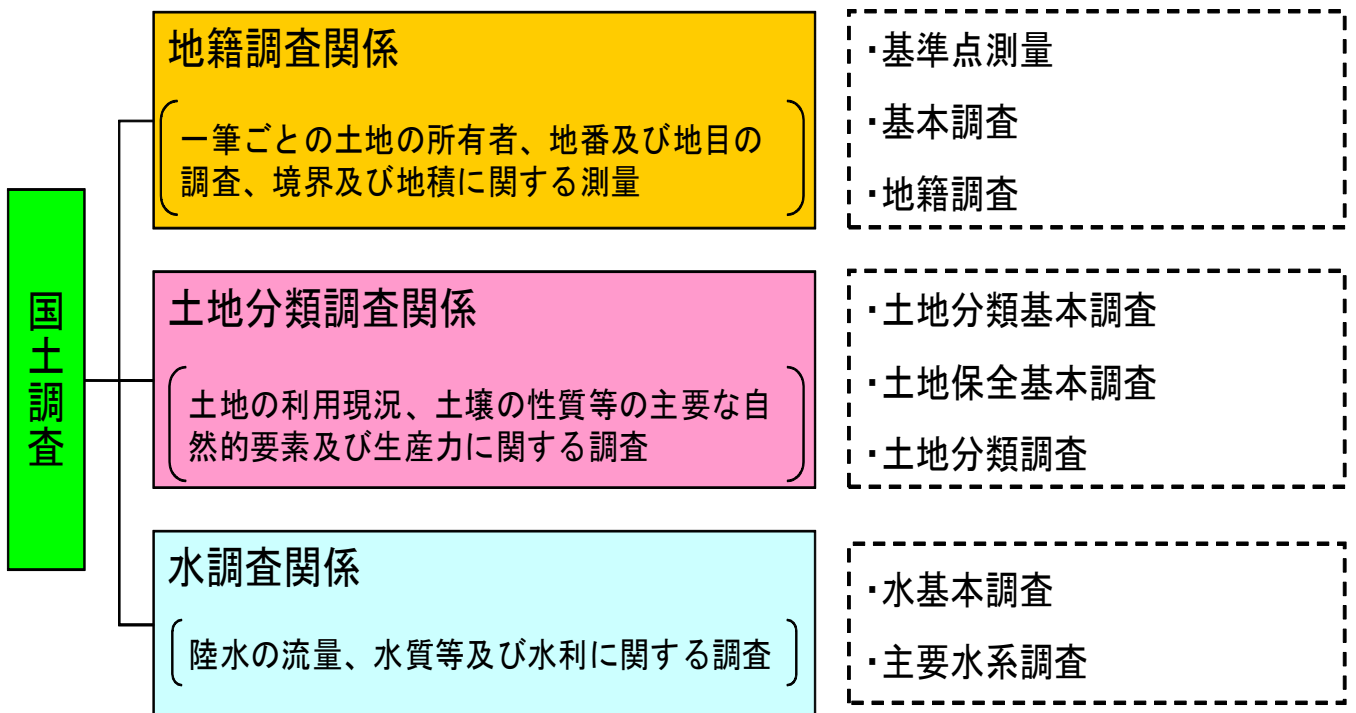
国土審議会土地政策分科会企画部会
国土調査のあり方に関する検討小委員会委員名簿

阿子島 功	山形大学名誉教授
佐藤 剛	(株)北海道新聞社東京支社長
(委員長) 清水 英範	東京大学大学院工学系研究科教授
千葉 二	測量士
中林 一樹	明治大学大学院政治経済学研究科特任教授
中山 耕治	司法書士
三島 喜八郎	岐阜県森林組合連合会代表理事副会長兼専務
山下 保博	三井不動産(株)特任参与
山野目 章夫	早稲田大学大学院法務研究科教授
山本 正徳	岩手県宮古市長
山脇 優子	土地家屋調査士
若松 加寿江	関東学院大学理工学部教授
渡邊 文雄	(一財)資産評価システム研究センター理事長

〈五十音順、敬称略〉

国土調査の概要

- ・ 国土調査は、国土調査法（昭和26年法律第180号）、国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）等に基づき実施しており、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査するものである。
- ・ 国土調査は、地籍調査関係、土地分類調査関係及び水調査関係の3つに大きく分けることができる。
- ・ 国土調査は、現在、平成22年5月に閣議決定された第6次国土調査事業十箇年計画に基づき進められているところであるが、同計画は中間年に見直すものとされている。



国土調査事業十箇年計画

平成 22 年 5 月 25 日
閣 議 決 定

国土調査促進特別措置法（昭和 37 年法律第 143 号）第 3 条第 1 項に規定する国土調査事業十箇年計画を次のとおり定める。

1 地籍調査

優先的に地籍を明確にすべき地域を中心に地籍の明確化を促進するため、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量は、次のとおりとする。

- (1) 国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基準点の測量の基準点の数は、人口集中地区以外の地域を対象に、8,400 点とする。
- (2) (1) に掲げる基準点の測量を除き、国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基本調査の調査面積は、3,250 平方キロメートルとする。
- (3) 地方公共団体又は土地改良区その他の国土調査促進特別措置法施行令（昭和 45 年政令第 261 号）第 1 条各号に掲げる者が行う地籍調査の調査面積は、21,000 平方キロメートルとする。

併せて、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度又は正

確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても活用を促進する。

これらにより、地籍調査対象面積(全国土面積から国有林野、公有水面等の面積を除いた地域の面積)に対する地籍調査実施地域の面積の割合を、49%(平成21年度末時点)から57%(平成31年度末時点)とし、特に人口集中地区における地籍調査実施面積の割合を、21%から48%とし、人口集中地区以外の林地における地籍調査実施面積の割合を、42%から50%とすることを目標とする。

また、中間年を目標に、地籍調査((2)に掲げる基本調査を含む。)について、調査未着手の市町村又は調査休止中の市町村(優先的に地籍を明確にすべき地域について調査が完了している市町村を除く。)の解消を目指す。

2 土地分類調査

土地本来の自然条件や土地の改変状況等を把握するため、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量は、次のとおりとする。

国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象に、18,000平方キロメートルとする。

3 計画の見直し

この計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年に見直すものとする。